

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新庄市長 山科 朝則

市町村名 (市町村コード)	新庄市 (205)
地域名 (地域内農業集落名)	昭和地区 (昭和一、昭和二、昭和三、昭和四、昭和五)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月2日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

昭和地区の農家を中心として、農業経営が行われているが、農家の高齢化や資材高騰、異常気象の影響によって離農者が多くいる。また、後継者がいない農家の割合も高い状況である。しかしながら、もともと営農が盛んな地域のため、農家戸数が他の地域よりも多く、経営規模拡大の意向がある農家も多くいる状況であり、集約化がカギとなる。また、地域として、持続可能な営農を仕組みを検討・実践することが求められる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の中心的な担い手は**66経営体**ほどおり、その経営体が地域内の農地を優先的に担っていくこととする。また、水稻の生産については、担い手への集約化を推進し、効率的な営農を地域として進めていく。また、古くから耕畜連携の取組を実践してきた地域であるため地域内に複数の生産組合が組織されており、今後も飼料用作物(牧草・えん麦)や飼料用米の作付面積を拡大する方向性である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	361.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	361.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後の継続的な地域計画の話し合いの中で、農用地区域については確認整理していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

